

1. 不法行為に基づく損害賠償請求権

(1) 民法の原則

著作者人格権等の侵害に対する損害賠償請求権は、民法 709 条以下の不法行為法に基づいて認められる。著作権法は、財産的権利の侵害に対する損害賠償請求権（著作 114 など）と異なり、特に別段の定めを置いていない。したがって、民法 709 条に基づいて、損害賠償請求権の成立要件は、①権利または法律上保護される利益の侵害、②故意・過失、③損害の発生、④因果関係である。

なお、著作者人格権等の人格的権利の侵害に対する損害賠償請求権は、著作権等の財産的権利の侵害に対する損害賠償請求権とは、訴訟物としては別である（最判昭 61・5・30 判時 1199・26〔パロディ写真事件〕）。著作者人格権には公表権、氏名表示権および同一性保持権の 3 つの支分権が認められているが、その侵害に対する各損害賠償請求権については、実務上、訴訟物は支分権ごとではなく著作者人格権全体で 1 つの訴訟物と取り扱われている（東京高判平 8・10・2 判時 1590・134〔市史事件〕、東京地判平 7・5・31 判時 1533・110〔ぐうたら健康法事件〕、東京地判平 11・3・26 判時 1694・142〔イルカ写真事件〕、東京高判平 17・3・24（平 16（ネ）3565・4989）最高裁 H P〔デンバー元総領事写真事件〕など）。その理由については、著作者人格権の各支分権には権利の内容に共通性が乏しいが、著作者の人格的利益の保護では共通しているから、といわれている（森義之「著作権侵害訴訟における訴訟物について」『現代裁判法大系 26』367 頁（新日本法規出版・1999 年））。また、著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求権と名誉毀損に対する損害賠償請求権とは、別個の訴訟物と解されている（東京高判平 10・5・28 判時 1681・104〔文芸春秋あさま山荘短歌改変事件〕）。

(2) 権利侵害

著作者と実演家は、それぞれ著作者人格権（著作 18 ないし 20・113①③⑥）と実演家人格権（著作 90 の 2・90 の 3・113①③）という人格的利益の法的保護を受けている。

なお、以上の著作者人格権等の侵害の成否とは別に、一般の人格権侵害が成立しうる。運鈍根の男事件・東京高裁平成 14 年 11 月 27 日判決（判時 1814・140）は、民法上の名誉権に対する著作権法上の名誉声望権（著作 113⑥）の独自性について、「著作権法 113 条 5 項〔筆者注：現行法 113 条 6 項〕の規定〔中略〕は、著作者の民法上の名誉権の保護とは別に、その著作物の利用行為という側面から、著作者の名誉又は声望を保つ権利を実質的に保護する趣旨に出たものであることに照らせば、同項所定の著作者人格権侵害の成否は、他人の著作物の利用態様に着目して、当該著作物利用行為が、社会的に見て、著作者の名誉又は声望を害するおそれがあると認められるような行為であるか否かによって決せられるべきである。」と判示する。

では、法人著作の場合であっても、著作者たる法人に精神的損害があり得る

のかが問題となる。しかし、法人にも保護されるべき名誉や信用は存在するし、法人の受ける精神的苦痛はその機関である代表者の受ける精神的苦痛と考えれば法人にも精神的損害はあり得る（田村善之『著作権法概説第2版』469頁（有斐閣・2001年）は反対）。なによりも、法人にも著作者人格権を認める以上、精神的苦痛は法定されており、具体的な精神的苦痛の有無を問わないものと解される（通説：松田政行「著作権等の侵害による損害」『裁判実務体系第27巻 知的財産関係訴訟法』352頁（青林書院・1997））。裁判例は、法人の精神的損害に対する賠償を認めている（デッドオアアライブ2事件・東京高裁平成16年3月31日判決（判時1864・167）。どぎまぎイマジネーション事件・東京地裁平成11年8月30日判決（判時1696・145）は、同一性保持権侵害による信用毀損を認めた。また、きたむら建築設計事件・東京地裁昭和52年1月28日（無体集9・1・29）は、氏名表示権侵害による名誉・信用毀損を認めた）。

著作者および実演家の死後の人格的利益（著作60・101の3）の侵害に対しては、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）が差止（著作112）および名誉回復（著作115）の請求を行うことはできるが、損害賠償の請求は認められていない（著作116）。しかし、遺族固有の権利の侵害として不法行為の成立を認めた裁判例がある（東京地判平4・11・25判時1467・116〔のれん事件〕）。のれん事件では、遺族が著作物の創作・頒布に関わっており著作物にひとしおの愛着を有していることから、著作物の改変に対して、その精神的損害が認められた。

なお、著作者等が被告による権利侵害を立証する上での負担を軽減するために、著作権法は、**積極否認**（著作114の2）の制度と、**書類提出命令**（著作114の3）の制度を定めている（民訴規80、民訴223参照）。

(3) 故意・過失

民法709条の解釈として、**故意**は、結果（著作権等の侵害）の事実を認識していることをいう。また、**過失**は、結果（著作権等の侵害）を生じないように、これを予見し回避すべき注意義務に違反することである。その注意義務の程度は、具体的状況において、人が払うことを通常期待される程度の注意と解されている（大判明44・11・1民録17・617：「普通注意を用ゆる人が事物の状況に応じて通常為すべき注意を要求する」）。なお、特許侵害については過失を推定する規定（特許103）があるが、著作権法にはこのような規定は置かれていない。

(4) 因果関係

民法709条に基づいて、賠償を求めることのできる損害は、著作権等の侵害と**相当因果関係**のある損害でなければならない。

侵害と相当因果関係の認められる損害は、当該侵害から通常生ずる損害と、予見可能性のある特別の事情によって生じた損害である（民416類推適用）。

(5) 損害・損害額

著作者および実演家の人格的利益に対する法的保護（著作者人格権と実演家人格権）の侵害に対しては、これと相当因果関係のある損害について賠償が認

められる。**精神的損害**の賠償が認められることに問題はない。また、**経済的損害**のうち、侵害によって必要となった出費（**積極的損害**）の賠償が認められることにも問題はないが、侵害がなければ得られたであろう**逸失利益**（**消極的損害**）の賠償は認められない。

① 精神的損害

裁判例では、著作者人格権の侵害が認められる場合には、侵害態様およびその他の具体的事情を考慮して、数十万円前後を中心にして、数万円（後掲〔医学書事件〕）から500万円（後掲〔記念樹事件〕）の**慰謝料**の賠償が認められている。

同一性保持権の侵害においては、改変の大きさ、意味内容・創作意図の変更、頒布部数などが考慮されている（後掲〔国語テスト事件〕、〔デンバー元総領事写真事件〕、〔教科書ドリル事件〕、〔デッドオアアライブ2事件〕参照）。

氏名表示権の侵害においては、著作者特定・誤認の可能性、著作者の著名性、過去における権利行使の態様、頒布部数、侵害に至った経緯、侵害後の回復措置などが考慮されている（後掲〔国語テスト事件〕、〔フリー画像素材集事件〕、〔デンバー元総領事写真事件〕、〔スイカの写真事件〕、〔医学書事件〕参照）。

著作者の**名誉声望**（著作113⑥）の侵害においては、「著作者の声望名誉とは、著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉をさすものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち**名誉感情**は含まれない」（最判昭61・5・30民集40・4・725〔パロディ写真事件〕）。

著作者人格権侵害に対して慰謝料の賠償を認めたいいくつかの裁判例を挙げると、

- イ 医学書事件・千葉地裁昭和54年2月19日判決（無体集11・1・62）では、共同執筆した論文の著作者の表示から過失により氏名を脱漏されたことによる氏名表示権侵害について、裁判所は、脱漏発覚後直ちに是正措置が執られたために損害の大部分は回復されたと認定して、3万円の慰謝料の賠償を認めた。
- ロ 教科書ドリル事件・東京地裁平成16年5月28日判決（判時1869・79）は、改変は文章の意味内容を直接変更するものではなく、また教科書の掲載態様に合わせた改変であることなどを考慮して、同一性保持権の侵害について著作物1件あたり、10万円の慰謝料の賠償を認めた。
- ハ 国語テスト・東京地裁平成18年3月31日判決（（平15（ワ）29709）最高裁HP）では、被告らが改変した本件国語テストを相当部数発行してきたが、その改変は文章の意味内容を直接変更するものではなく、また国語テストの設問と解答に必要な問題文を作成するためにされたものであることなどを考慮して、著作物1件あたり、同一性保持権の侵害について10万円の慰謝料、また氏名表示権の侵害に対して5万円の慰謝料の賠償を認めた。
- ニ 前掲きたむら建築設計事件・東京地裁昭和52年1月28日判決（無体集9・1・29）は、氏名表示権の侵害に対して、著作者が各方面で高い評価を受

- けていたなどの事情を考慮して、20万円の慰謝料の賠償を認めた。
- ホ ティラノサウルスイラスト事件・東京高裁平成11年9月21日判決(判時1702・140)は、著作者の許諾の範囲を超えた改変による同一性保持権の侵害について、著作者の身上とする写実的かつ精緻な描写が失われたことに精神的損害を認め、30万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ヘ XO 醬男と杏仁女事件・東京地裁平成16年5月31日判決(判タ1175・265)は、題号の変更による同一性保持権の侵害について、30万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ト 前掲イルカ写真事件・東京地裁平成11年3月26日判決(判時1694・142)は、氏名表示権および同一性保持権の侵害について、50万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - チ 角川ミニ文庫ロゴ事件・東京地裁平成12年9月28日判決(判時1732・130)は、同一性保持権の侵害について、社会的名誉の侵害は認めなかったが、侵害文庫本が大規模な宣伝広告に使用されたこと及び侵害文庫本が回収されずに書店に残っていることなどを考慮して、50万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - リ 前掲デンバー元総領事写真事件・東京高裁平成17年3月24日判決(平16(ネ)3565・4989)最高裁HP)では、氏名表示権および同一性保持権の侵害について、第三者の氏名を著作者として表示したこと、トリミングして背景を変更したこと及び著作者の制作意図を害することなどを考慮して、60万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ヌ 前掲ぐうたら健康法事件・東京地裁平成7年5月31日判決(判時1533・110)は、原告の社会的名誉等の侵害は認めなかったが、氏名表示権及び同一性保持権の両方の侵害であることを重視して、70万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ル スイカの写真事件・東京高裁平成13年6月21日判決(判時1765・96)は、同一性保持権の侵害について、原告が有名な写真家であること及び制作意図を毀損したことなどの事情を考慮して、100万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ヲ 前掲市史事件・東京高裁平成8年10月2日判決(判時1590・134)は、市史用の論文を無断で学内誌に掲載し、故意に公表権、氏名表示権及び同一性保持権のすべてを侵害したことを重視して、150万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - ワ 魔術師事件・東京地裁平成13年10月30日判決(判時1772・131)は、同一性保持権の侵害について、著作物に500カ所以上の誤植や事実の誤りがあるとの誤認を第三者に生じさせたことなどの事情を考慮して、150万円の慰謝料の賠償を認めた。
 - カ 前掲どぎまぎイマジネーション事件・東京地裁平成11年8月30日判決(判時1696・145)は、恋愛シュミレーションゲームの改変による同一性保持権の侵害について、「その登場人物である藤崎詩織の性格付けに対する創作意図ないし目的を著しくゆがめる、極めて悪質な行為である」として、200万円の慰謝料の賠償を認めた。

- ヨ 前掲デッドオアアライブ2事件・東京高裁平成16年3月31日判決（判時1864・158）では、ユーザーによる改変行為に対する責任をとわれ、翻案権侵害に対する責任が認められない事案において、同一性保持権の侵害について、200万円の慰謝料の賠償を認めた。
- タ 記念樹事件・東京高裁平成14年9月6日判決（判時1794・3）では、原告の楽曲を被告が無断で改変して自己の楽曲としてTV番組のテーマ曲として使用したことなどによる氏名表示権及び同一性保持権の侵害について、裁判所は、原告の楽曲が多くの教科書に掲載されるなど著名であること、原告の代表曲であること、被告が自己の楽曲としてTV番組のテーマ曲に約10年間にわたって継続して使用したことなどの事情を考慮して、500万円という高額な慰謝料の賠償を認めた。

② 積極的損害

著作者人格権等の侵害における積極的損害としては、**侵害調査費用、侵害回避費用、弁護士費用**等が考えられる。

弁護士費用については、一般的に、不法行為の被害者が権利行使のために訴えを余儀なくされ、弁護士に訴訟を委任した場合には、その弁護士費用は相当と認められる範囲内で、当該不法行為と相当因果関係内の損害とされている（最判昭44・2・27民集23・2・441）。したがって、実際に支払った弁護士費用額ではなく、認容された損害額に対応して、弁護士費用の賠償が認められている（前掲医学書事件・千葉地裁昭和54年2月19日（無体集11・1・62）では、着手金17万円の支払を認定したが、慰謝料額を3万円とし、相当因果関係のある弁護士費用として1万円の賠償のみを認めた）。

裁判例で認容された弁護士費用額を慰謝料額との対比で見ると、慰謝料30万円／弁護士費用5万円（前掲東京高判平11・9・21判時1702・140〔ティラノサウルスイラスト事件〕）、同50万円／5万円（前掲東京地判平11・3・26判時1694・142〔イルカ写真事件〕）、同150万円／50万円（前掲東京地判平13・10・30判時1772・131〔魔術師事件〕）、同500万円／100万円（前掲東京高判平14・9・6判時1794・3〔記念樹事件〕）などである。

2. 名誉回復措置請求権

著作権法115条は、「著作者又は実演家は、故意又は過失によりその著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作者又は実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者若しくは実演家の名誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。」と規定する。

著作者の名誉・声望が損なわれた場合とは、前述のとおり、「著作者がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的声望名誉をさすものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれない」（前掲最判昭61・5・30判時1199・26〔パロディ写真事件〕）。著作者人格権の侵害によって著作者

の社会的な名誉声望が毀損されることが必要である（前掲東京地判平 13・10・30 判時 1772・131〔魔術師事件〕）。著作者人格権の侵害は精神的苦痛の存在が法定されているのでその有無・内容は具体的に判断される必要がないのに対して、社会的な名誉声望毀損の有無は、事実に基づいて具体的に判断される必要がある。著作者人格権の侵害を認めたと、具体的事実を判断して、著作者人格権の侵害以上に、名誉声望の毀損は認めなかった裁判例として、前掲ぐうたら健康法事件・東京地裁平成 7 年 5 月 31 日判決（判時 1533・110）、前掲イルカ写真事件・東京地裁平成 11 年 3 月 26 日判決（判時 1694・142）、前掲デンバー元総領事写真事件・東京高裁平成 17 年 3 月 24 日判決（平 16（ネ）3565・4989 最高裁 HP）などがある。

名誉回復措置は、主として新聞や雑誌などへの謝罪広告の掲載である。一定の業界における社会的評価が既存された場合には、当該業界の業界紙や業界雑誌への謝罪広告が適当な措置となろう。

著作者の名誉声望の毀損が認められても、名誉回復措置が「適当な措置」と認められる場合でなければならぬ。損害賠償と名誉回復措置がともに請求されている場合、損害賠償による損害の填補で十分であると考えられるときには、名誉回復措置は認められない（東京地判平 4・11・25 判時 1467・116〔のれん事件〕、前掲東京地判平 12・9・28 判時 1732・130〔角川ミニ文庫ロゴ事件〕）。また、名誉声望の毀損が重大ではない場合に、すでに侵害者が侵害物の訂正や回収などの措置を執り、それで著作者の名誉声望が回復されたと考えられるときには、名誉回復措置は認められない（前掲医学書事件・千葉地裁昭和 54 年 2 月 19 日判決（無体集 11・1・62）、前掲魔術師事件・東京地裁平成 13 年 10 月 30 日判決（判時 1772・131）。侵害者の執った措置では不十分としたものとして前掲市史事件・東京高裁平成 8 年 10 月 2 日判決（判時 1590・134））。さらに、判決によって著作者の名誉声望が回復されるときには、名誉回復措置は認められない（東京高判平 13・6・21 判時 1765・96〔スイカの写真事件〕）。